

# 中央区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年（2015年）2月

中央区

# 目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	3
3 被害想定	4
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施上の留意点	9
第2章 国、都、区等の役割	
1 基本的な責務	10
2 区の実施体制	12
第3章 対策の基本項目	
1 サーベイランス・情報収集	15
2 情報提供・共有	16
3 区民相談	17
4 感染拡大防止	17
5 予防接種	18
6 医療提供体制	19
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	20
第4章 各段階における対策	
1 未発生期	22
2 海外発生期	26
3 国内発生早期	31
4 都内発生早期	35
5 都内感染期	41
6 小康期	47

## はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

### 2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

### 3 中央区の行動計画の作成

中央区（以下「区」という。）では、国や東京都（以下「都」という。）の行動計画を踏まえ、平成19年7月に「中央区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成21年春に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生時における対応を踏まえた改定を平成24

年2月に行うなどし、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成された。これを受け、平成25年11月に東京都が作成した「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）や区が既に策定した行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、特措法第8条に基づき、新たな行動計画の策定を行うものである。

本行動計画は、特措法に基づき、区の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び都が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。

## 第1章 基本的な方針

### 1 計画の基本的考え方

#### (1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

#### (2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

#### (3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、政府・都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び区民の役割を示し、区が事業者等と緊密に連携し、対策の推進を行うことを目的とする。

加えて、区の地理的な条件、特定の地域への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

#### (4) 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

#### (5) 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や対策についての検証等を通じた政府・都行動計画の見通し等を踏まえ、学識経験者、医療関係団体等の意見を聴き、適時適切に行う。

## 2 対策の目的

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、り患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化すること

で社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・ 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
  
- 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、都行動計画を参考に、区民の約30%が患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

1	り患割合	区民の約30%がり患
2	患者数	37,600人
3	健康被害	(1) 流行予測による被害 ① 外来受診者数：37,600人 ② 入院患者数：2,900人 ③ 死亡者数：140人  (2) 流行予測のピーク時の被害 ① 1日新規外来患者数：490人 ② 1日最大患者数：3,700人 ③ 1日新規入院患者数：40人 ④ 1日最大必要病床数：260床

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

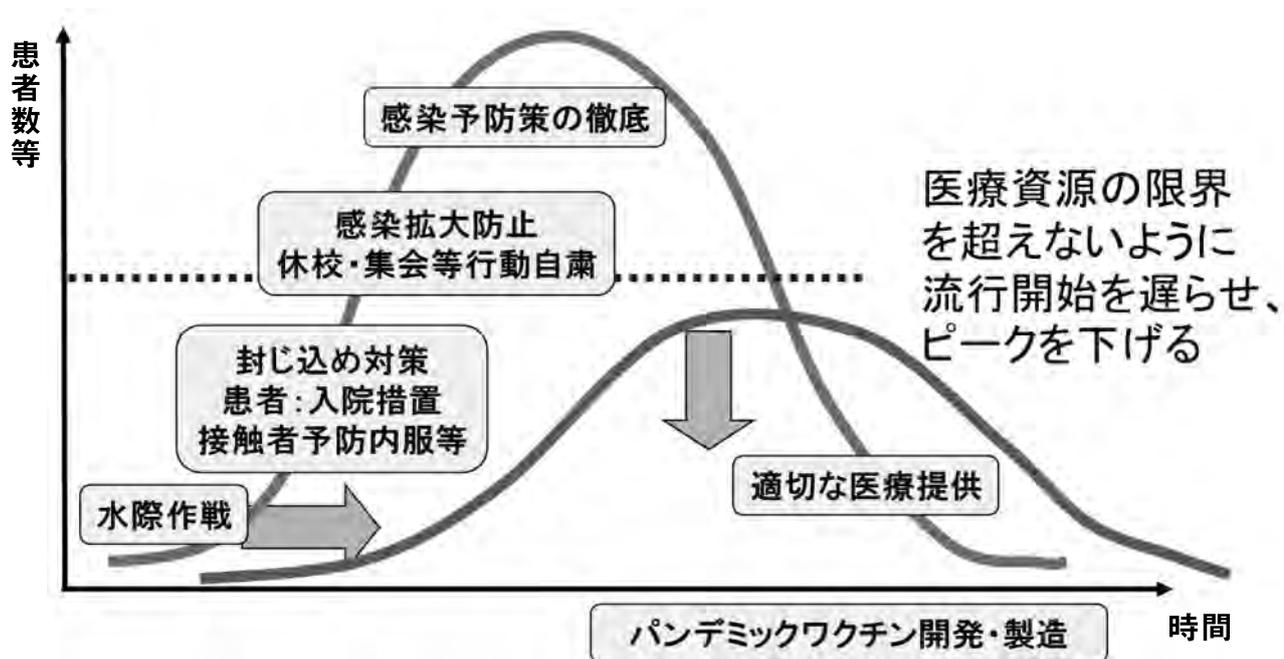
健康被害については、り患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出している。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算出した。

【対策の効果 概念図】



#### 4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期の区分にあわせた6区分とする。名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、都の決定するものであるが、区内発生状況にも充分留意しながら、区行動計画等で定められた対策を実施していく。

なお、政府対策本部が都内を対象に特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合には、区対策本部において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

【新型インフルエンザ等の発生段階】

政府行動計画		都行動計画及び区行動計画			
国	地方				
未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態		
	地域発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
国内感染期	地域感染期	都内感染期	第一ステージ	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 〈医療体制〉 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態	
			第二ステージ	流行注意報発令レベル（10人/定点）を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態	
			第三ステージ	流行警報発令レベル（30人/定点）を目安とし、更に定点上昇中かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態	
小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

## 5 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区の区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、都の実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等に当たって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとなる。

区が都の要請を区民に周知する場合は、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

### (3) 関係機関相互の連携・協力の確保

区対策本部は、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）と、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。区の新型インフルエンザ等対策本部長は特に必要があると認めるときは、東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、必要に応じて速やかに新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## 第2章 国、都、区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関・薬局、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければならない。

新型インフルエンザ等が発生すれば、だれもが患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 基本的な責務

#### (1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生前には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

#### (2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 区

平常時には、区行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進するとともに、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、区行動計画で定める対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるように医療機能及び社会経済活動維持のために業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は区民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区市町村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策としても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実施するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

## 2 区の実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合は多数の区民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、区は、国、都、事業者と連携を図り、一体となった取組を行うとともに、区としても全庁一体で区全体の危機管理として取り組むことが求められる。

### 【新型インフルエンザ等対策本部】

#### ① 組織

本部に本部長室及び部を置く。また、部に部長を置く。

#### ② 職員

本部に新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び新型インフルエンザ等対策本部員のほか、区規則で定める職員を置く。

#### ③ 会議

本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

#### ④ 本部長室の所掌事務

ア 区の対応方針に関すること。

イ 社会機能の維持に係る措置に関すること。

ウ 広報及び相談体制に関すること。

エ 予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に係る措置に関すること。

オ 医療の提供体制の確保に関すること。

カ 生活環境の保全その他の区民の生活及び地域経済の安定に係る措置に関すること。

キ 東京都、他の区市町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。

ク 重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

#### ⑤ 設置

政府対策本部長により「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されたとき。または、緊急事態宣言は出されていないが、発生した新型インフルエンザ等の区民生活に与える影響が、深刻かつ重大になる恐れがあると区長が判断したとき。

⑥ 部の名称等

部の名称	部長に充てる職	分掌事務
新型インフルエンザ等対策指令部	総務部防災危機管理室長	一 新型インフルエンザ等対策の総合調整に関すること。 二 新型インフルエンザ等に係る情報の収集及び提供に関すること。 三 東京都新型インフルエンザ等対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 四 他の部に属しないこと。
新型インフルエンザ等対策総務部	総務部長	一 本部長室の庶務に関すること。 二 議会との連絡に関すること。 三 本部職員の動員及び給与に関すること。 四 新型インフルエンザ等対策に必要な物資、資材、車両等の調達に関すること。 五 新型インフルエンザ等対策に係る現金及び物品の出納及び保管に関すること。 六 他の部への協力に関すること。
新型インフルエンザ等対策財政広報部	企画部長	一 新型インフルエンザ等に係る広報及び広聴に関すること。 二 新型インフルエンザ等対策関係予算の総括に関すること。 三 他の部への協力に関すること。
新型インフルエンザ等対策区民部	区民部長	一 食料及び生活必需品の安定供給に関すること。 二 他の部への協力に関すること。
新型インフルエンザ等対策福祉保健部	福祉保健部長	一 障害者、高齢者等の感染状況の把握及び支援に関すること。 二 医療関係機関との連絡調整に関すること。 三 医薬品等の確保に関すること。 四 他の部への協力に関すること。
新型インフルエンザ等対策保健所部	中央区保健所長	一 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること。 二 医療及び防疫に関すること。 三 予防接種の実施に関すること。 四 感染予防策の周知に関すること。 五 新型インフルエンザ等に係る相談に関すること。 六 遺体収容所の設置、管理及び運営に関すること。
新型インフルエンザ等対策環境土木部	環境土木部長	一 ごみの処理に関すること。 二 遺体の収容、搬送及び火葬に関すること。 三 他の部への協力に関すること。
新型インフルエンザ等対策都市整備部	都市整備部長	他の部への協力に関すること。
新型インフルエンザ等対策教育施設部	教育委員会事務局次長	一 児童、生徒等の感染状況の把握に関すること。 二 応急教育に関すること。 三 他の部への協力に関すること。

【新型インフルエンザ等対策における危機管理体制】

発生状況	政府の体制	都の体制	区の体制
未発生期			<p>(通常の業務体制)</p> <p>健康危機管理対策関係機関連絡会議 (構成) 委員長: 保健所長 委員: 医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察・消防、住民代表等</p>
海外発生期	政府対策本部設置	都対策本部設置	<p>危機管理対策情報連絡会 (構成) 防災危機管理室長(会長) 各担当課長等</p>
国内発生早期	緊急事態宣言		<p>新型インフルエンザ等対策本部 (構成) 本部長: 区長 副本部長: 副区長、教育長 本部員: 各部長</p>
都内発生早期			<p>※国による緊急事態宣言時は、特措法第34条により法定設置</p> <p>※区民生活への影響が重大かつ深刻になる恐れがあると判断したときは任意設置</p>
都内感染期			
小康期	緊急事態宣言解除		
	政府対策本部廃止	都対策本部廃止	<p>危機管理対策情報連絡会 (構成) 防災危機管理室長(会長) 各担当課長等</p>

### 第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)区民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療提供体制、(7)区民生活及び経済活動の安定の確保の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

#### 1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都においては、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価する予定である。区は、都と協力してサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

##### (1) 平常時（新型インフルエンザ等発生前）から実施するサーベイランス

平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等が発生した際に、平常時のデータと比較し、分析を行う。

##### ① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

区は、区内インフルエンザ定点医療機関（平成26(2014)年3月現在 5医療機関【内科2医療機関、小児科3医療機関】）と連携し、インフルエンザ定点サーベイランスを実施する。

##### ② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）

都健康安全研究センターは、都内病原体定点医療機関から搬入されたインフルエンザウイルスの型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザ薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べる。

##### ③ 東京感染症アラート

鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療情報提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため実施する。区内医療機関において、上記鳥インフルエンザ等の感染が疑われる患者の診療を行った場合は、保健所が報告を受け、検査基準に該当する場合は、都健康安全研究センターで緊急検査としてウイルス検査を実施する。検査結果については、速やかに関係機関への還元を行い、発生段階の決定や対策の資料とする。

##### ④ インフルエンザ様疾患発生報告（学校等）／感染症等集団発生時報告（社会福祉施設）

区内の学校、保育園、幼稚園等におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施及び社会福祉施設からの感染症等の集団発生報告により集団発生の状況を把握する。

⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）

都は都内基幹定点医療機関による重症患者サーベイランスを実施する。

⑥ クラスター（集団発生）サーベイランス

前記④の集団発生報告時に、学校・施設等と連携し、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスの型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、都内定点医療機関当たりの患者報告数 1.0/週を超えるまで継続する。また、小康期においても、第二波に備えて実施する。

上記のサーベイランスに加え、新型インフルエンザの発生や流行状況にあわせて、次のサーベイランスを追加実施する。

(2) 臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス

海外発生期から都内発生早期までの間に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。

## 2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、関係機関、事業者及び区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及び情報の共有が重要である。

(1) 情報提供の方法

区民等については、情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、多様な広報媒体を用いて確実な情報伝達を図る。また、高齢者、障害者、外国人など、情報が届きにくい方にも配慮し、受け手に配慮した広報手段により情報提供を行う。

(2) インフルエンザ対応についての周知

① 平常時の普及啓発

新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について、未発生期から周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解し行動することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。このため、平常時から新型インフルエンザ等の基本的な知識と正しい理解、感染予防策を周知するとともに、発生した場合は、区や都からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及・啓発を図る。

② 発生時の情報提供

個人の人権に十分留意し、区内等における発生状況、感染予防策、及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法等について迅速に情報提供を行う。また、正確な情報を随時提供することに努め、風評等による混乱防止を図る。

(3) 情報管理

区対策本部設置後は、新型インフルエンザ等への対策に係る情報を「中央区新型インフルエ

ンザ等対策本部報」として一元的に管理する。また、区全体の対応を分かりやすくするため、区ホームページに本部報を掲載し、情報提供をする。

区の各行政サービスは、新型インフルエンザ等の流行により利用制限等の措置を受けることが想定される。これらの措置は、各行政サービスの内容や状況に応じて、それぞれ対応が異なることから、区の施設の開設状況、各種サービスの利用制限等の情報を一覧表にまとめ、区ホームページ等に掲載する。

#### (4) 広報及び公表上の注意

新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないという認識を区民等が持つように留意する。

また、個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は、誹謗・中傷及び風評被害を惹起しないよう留意する。

#### (5) 国、都及び関係機関との情報交換・共有

平常時から、感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用して情報の共有化を図るとともに、感染症指定医療機関や感染症診療協力医療機関等との緊急時情報連絡体制を構築する。

インフルエンザ等に関する状況は、刻々と変化し、区民等の不安は非常に大きくなることが予想される。そのため、国、都及び関係機関が連携し、情報の交換・共有を図ることで、迅速かつ正確な情報を区民等に提供するとともに、それぞれの機関が適切に行動をとれるようにする。

### 3 区民相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず新型インフルエンザ等が発生した段階で、都の要請を受け相談センターを速やかに設置する。相談センターでは区民等からの健康相談及び一般相談に対応するとともに必要に応じて受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等について説明を行う。海外発生期から都内発生期においては中央区保健所開庁時間は保健所に設置し、夜間・休日においては都が提供する場所において都内保健所共同の夜間・休日相談センターを設置し、24時間対応する。

また、相談件数増加・相談内容の多様化等の状況を踏まえ健康相談以外の生活上・事業運営上の相談専用の相談窓口を開設するなど相談体制の充実を図る。

### 4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策によって、新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保できる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることができる。

具体的にはマスクの着用・咳エチケット・手洗い等の一般的な感染予防の励行に加え、予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせ、発生段階ごとに実施する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

感染拡大を防止するには、人が集まる機会や、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校休業をはじめ、区民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛け、緊急事態が宣言された場合は、都が施設の使用制限等の要請や指示を行う。

区の施設においても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会等について実施方法の変更や延期又は中止する。

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。また、患者発生時には、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察及び感染を広げないための保健指導等を行う。必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

地域対策・職場対策については、都内及び区内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における通常の感染対策をより強化して実施するよう協力を求める。都が施設の使用制限の要請等を行った場合には、速やかに周知徹底を図る。

学校や社会福祉施設等に対しては、個人における対策や施設における感染対策をより強化して実施するよう協力を求める。また、患者発生時の対応、感染拡大防止策についてあらかじめ検討することを要請する。新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒・学生、施設利用者への対応については、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、周囲の者へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努め、集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒・学生・利用者、職員の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校、施設休業）などの措置を講じる。

そのほか、海外で発生した際には、国において状況に応じた水際対策が実施されることから、国や都と連携して必要な対応を行う。

## 5 予防接種

特措法に規定される特定接種・住民接種を実施する。

### (1) 特定接種

特定接種とは特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種である。

なお、接種対象となり得る者は以下①・②のとおりである。

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより、厚生労働大臣の登録をうけているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

## ②新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとされている。特定接種の実施方針については、政府対策本部において発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性を踏まえ示されるところであるが、本区職員の特定期間実施にあたり、接種対象者・接種順位、接種医療機関等について検討を行う。

## (2) 住民接種

緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定による予防接種を行う。

また、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条3項の規定に基づく接種を行う。

住民接種の実施方針については、政府対策本部において発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性を踏まえ示されるところであるが、区においては未発生時から接種会場、接種従事者、接種に係る広報・相談体制等について検討を行う。

## 6 医療提供体制

### (1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

### (2) 医療提供体制

#### ① 未発生期

保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、区内医療機関、消防等の関係機関と連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

また、区では区職員や医療機関に対し、国内発生を想定した研修や訓練を実施する。

#### ② 海外発生期から都内発生早期

この段階は、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ等発生時には、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者を、都や区があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来で診察する。新型インフルエンザ専門外来で採取した患者の検体は保健所か

ら都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して新型インフルエンザ専門外来に伝えられる。新型インフルエンザ専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については新型インフルエンザ専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、新型インフルエンザ専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておく。

### ③ 都内感染期

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。

区は、発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について区民をはじめ関係機関に周知する。

### ○発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		<b>新型インフルエンザ専門外来 (ウイルス検査実施)</b> 陽性(+) → 陰性(-)			<b>すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)</b>			
	入院		感染症指定医療機関	一般医療機関への入院または自宅療養	・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出	・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用			

### (3) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第48条に基づき、都は臨時に開設する医療機関において医療を提供する。区は、都や医師会等と連携し、必要な協力を行う。

## 7 区民生活及び経済活動の安定の確保

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等による社会への影響の1つの例として、国民の25%が、約8週間にピークを作りながら順次り患すると想定している。新型インフルエンザ等

の流行は、区民生活及び経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、区は、都、関係機関等と連携を図り、事前に準備し、発生時には互いに協力して、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 食料及び生活必需品の安定供給

社会機能が低下する中で不足が予想される食料及び生活必需品については、価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じ、適切な行動を要請等する。

(2) 要援護者の生活支援等

高齢者、障害者等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立し、自立した生活の維持が困難になることが想定される。区は、住民に最も身近な自治体として、要援護者の把握に努めるとともに、要援護者の生活支援等を行う。また、都内感染期には、新型インフルエンザ等にり患した患者が在宅で療養しなければならない場合がある。患者や医療機関等から要請があった場合には、要援護者と同様に在宅療養の患者においても必要な支援を行う。

(3) ごみ及び資源の処理

ごみや資源について、平常時と同様の収集、処理が困難な場合は、区民及び事業者に排出抑制するよう協力を求める。

(4) 行政手続の延期

都内感染期においては、区民等が行政手続を行うことは困難なことが予想されるため、区条例等に基づく行政手続について、申請期限等の延長を検討する。

なお、国及び都においても同様の措置を講ずることから、区が行政手続の延期を実施する際には、国や都の検討状況等を踏まえることとする。

(5) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺族の意向や遺体の尊厳を守ることに留意しつつ、迅速に対応する必要がある。

死者数が火葬場の火葬能力を超えるおそれがあることから、遺体を一時的に安置できる施設等を都と連携して設置する。また、遺体の収容及び搬送をする者が新型インフルエンザ等に感染することを防ぐため、マスク、防護服、遺体収納袋等、必要となる物品を確保する。

親族等による埋火葬許可証の申請が困難で、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき、死亡診断書により迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

(6) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

さらに、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

## 第4章 各段階における対策

### 1 未発生期

〈未発生期〉

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

〈目的〉

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

〈対策の考え方〉

- 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) サーベイランス・情報収集【対策保健所部】

平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。新型インフルエンザ等が発生した際に、平常時のデータと比較することで、新型インフルエンザ等の流行規模や病原性等を判断する。平常時から、以下のサーベイランスを実施する。

- ① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）
- ② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）
- ③ 東京感染症アラート
- ④ インフルエンザ様疾患発生報告（学校等）／感染症等集団発生時報告（社会福祉施設）
- ⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）
- ⑥ クラスタ（集団発生）サーベイランス

#### (2) 情報提供・共有

- ① 区民等への情報提供【対策指令部、対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

新型インフルエンザ等の発生に備えて、平素から区民に対して基礎的な感染防止の知識を普及し、流行時の感染拡大を防止するため、感染経路（飛沫感染及び接触感染）や感染予防策、発生時の医療機関受診方法などについて、区のおしらせ、区ホームページ、メール、SNS等の広報手段を活用し周知をはかる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においては特措法に基づく国の基本的対処方針に従い、区は、区民等に対して感染拡大防止策の協力を求めること、国が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は必要に応じて都は不要不急の外出自粛や事業者に対して施設の使用制限の要請等を行うことを周知する。

高齢者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報の方法について検討する。

② 関係機関への情報提供【対策指令部、対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

新型インフルエンザ等対策連絡会（都が開催）等を通じて、国・都との情報共有を行う。

区内医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする関係機関等と連携し、情報共有に努める。新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報をはじめとした迅速な提供が求められる情報についてはその都度提供方法を検討し、対応を行う。

教育委員会は保健所と連携し、国・都からの感染症や公衆衛生についての情報の共有を行うとともに、児童・生徒や保護者や学校医等をはじめとする関係者に対する情報提供を行う。

(3) 区民相談【対策保健所部ほか関係各部】

区民・事業者等からの健康相談・生活上または事業運営上の相談に発生段階に応じて対応できるよう、各部は相談体制を事前に検討し、必要な準備を行う。

(4) 感染拡大防止

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

① 区民等への対応【対策保健所部】

ア マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。

イ 感染が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組について理解促進を図る。

ウ 各発生段階における区民や事業者に対する感染拡大防止策の実施内容について、具体的な手順を定め、区民や事業者に周知し、理解を求める。

② 学校等施設対策

ア 区立学校・幼稚園【対策教育施設部】

区立学校、幼稚園において、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など、感染予防策を実施できるよう周知する。

イ 私立学校【対策保健所部】

区内の私立学校において、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など、感染予防策を実施できるよう周知する。

ウ 保育施設【対策福祉保健部】

区内の保育施設において、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など、感染予防策を実施できるよう周知する。

エ 高齢者・障害者施設等の社会福祉施設【対策福祉保健部】

区内の高齢者・障害者施設等の社会福祉施設において、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など、感染予防策を実施できるよう周知する。

オ 区施設【対策総務部ほか関係各部】

各施設において利用者に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の徹底等の基本的な感染防止対策の普及を図るとともに、職員用マスクや来庁者用アルコール消毒液等を備える。

③ 緊急事態宣言に伴う対応【対策指令部】

政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえ、区民に外出自粛を要請し、また区施設の使用や催物の制限又は停止を実施すること、事業者には施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合があることを事前に周知し、理解を求める。

④ 水際対策【対策保健所部】

海外から新型インフルエンザ等の流入を防止するため、検疫所等と連携する。

(5) 予防接種

① 特定接種【対策総務部、対策保健所部】

区職員等の特定接種に向けた接種体制の構築を図る。

国からの協力要請に基づき、事業者の登録業務について協力する。

また、自ら接種体制を確保することが困難な事業者に対し、接種体制の構築に協力する。

② 住民接種【対策保健所部】

区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう医師会、事業者、学校関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。また、円滑な接種の実施のため、あらかじめ他自治体間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は本区以外の区市町村で接種を可能にするよう、国及び都との協力により努めていく。

(6) 医療提供体制【対策福祉保健部、対策保健所部】

① 地域医療体制の整備

都と連携し、感染症地域医療体制ブロック協議会等を経て作成された感染症地域医療確保計画（以下「地域医療確保計画」という。）に則した医療体制の整備を促進する。

② 使用可能な病床数の把握

都が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数等の把握に協力する。

③ 都内感染期における効率的な医療体制の構築

都内感染期には医療従事者が不足することが想定されるため、医師会と連携し、軽症者をできる限り地域の中核的医療機関以外の医療機関で診療する。または、地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医療従事者が協力する等、地域全体で医療体制が確保されるよう、協力を依頼する。

また、都は患者の増加に備え、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れ等において、地域医療確保計画に基づき、広域的に連携を図るよう医療機関に要請することになっている。保健所は都と連携し、受入体制を構築する。

④ 都内感染期に備えた医療の確保

ア 新型インフルエンザ専門外来

都は、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う新型インフルエンザ専門外来を設置するため、あらかじめ感染症診療協力医療機関を指定するなど必要な整備を行う。

また、区は地域の実情や必要性に応じ、都が指定する新型インフルエンザ専門外来の他に、必要に応じて区が新型インフルエンザ専門外来等（休日夜間診療所等も含む。）をあらかじめ指定し、必要な整備を行う。

イ 感染症入院医療機関

感染症入院医療機関が、都内感染期に円滑に患者を受け入れられるよう、院内感染防止対策など必要な情報について提供する。

ウ 一般医療機関

都内感染期においては新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関（一般医療機関）で担うことになる。そのため、一般の患者と発熱している患者の導線等を分離可能なものとしておく院内感染防止のための体制整備や个人防护具（PPE）など必要な医療資器材の備蓄、増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関等の特性や規模に応じた医療等を継続して提供するための業務継続計画（BCP）の作成など、区は都と連携し一般医療機関において新型インフルエンザ等の診療を想定した対策が進むよう支援する。

⑤ 医薬品・医療資器材の確保等

区は、初動対応のため必要となる医療資器材（个人防护具等）や抗インフルエンザウイルス薬をできる限り備蓄・整備する。また、区は一般医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、医療資器材（个人防护具等）や抗インフルエンザウイルス薬の準備などの感染対策を進めるよう呼びかける。

また、区職員に対し、个人防护具の着脱訓練等を実施する。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

① 要援護者の生活支援等【対策福祉保健部】

高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともに、その具体的手続を決めておく。

② 遺体に対する適切な対応【対策保健所部、対策環境土木部】

都や他自治体と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。

## 2 海外発生期

### 〈海外発生期〉

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### 〈目的〉

- 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都・区内発生の遅延と早期発見に努める。
- 都・区内発生に備えて体制の整備を行う。

### 〈対策の考え方〉

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して、対応する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 患者を早期に発見できるよう、区内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都・区内発生に備え、都・区内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者及び区民に準備を促す。
- 検疫等に協力し、都・区内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、医薬品提供体制の確立、区民生活及び経済活動の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種の協力等、都・区内発生に備えた体制整備を急ぐ。

#### (1) サーベイランス・情報収集【対策保健所部】

新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り遅らせるとともに、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知するため、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

- ① 東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザ等が疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団発生）サーベイランスを実施する。
- ② 都、感染症指定医療機関、保健所等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステムを活用し、新型インフルエンザ等の情報を迅速効率的に共有する。

#### (2) 情報提供・共有

- ① 区民等への情報提供【対策指令部、対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

新型インフルエンザ等の海外での発生状況について迅速かつ正確に情報提供を行う

とともに発生国への渡航者、発生国からの帰国者への注意喚起の周知に加え、引き続き感染経路（飛沫感染及び接触感染）や感染予防策、発生時の医療機関受診方法などについて、区のおしらせ、区ホームページ、メール、SNS等の広報手段を活用し周知をはかる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においては特措法に基づく国の基本的対処方針に従い、区が区民等に対して感染拡大防止策の協力を求めること、国が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は必要に応じて都は不要不急の外出自粛や事業者に対して施設の使用制限の要請等を行うことを周知する。

高齢者や外国人などに対しては、関係機関等と連携のうえ、様々な方法により情報提供を行う。

なお、区対策本部設置後は、新型インフルエンザ等への対策や発生に関する情報を「中央区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理することとし、区全体の対応を分かりやすくするため、本部報を区ホームページに掲載する。

② 関係機関への情報提供【対策指令部、対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

新型インフルエンザ等対策連絡会（都が開催）等を通じて、国・都との情報共有を行う。

区内医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする関係機関等と連携し、情報共有に努める。新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報をはじめとした迅速な提供が求められる情報についてはその都度提供方法を検討し、対応を行う。

教育委員会は保健所と連携し、国・都からの感染症や公衆衛生についての情報の共有を行うとともに、児童・生徒や保護者や学校医等をはじめとする関係者に対する情報提供を行う。

(3) 区民相談【対策保健所部ほか関係各部】

都の要請を受け、新型インフルエンザ相談センターを中央区保健所に設置し、保健所開庁時間における区民等からの健康相談及び生活上の相談に対応するとともに必要に応じて受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等について説明を行う。また、夜間・休日における相談については各保健所が共同で夜間・休日相談センターを設置し、対応する。

なお、相談センターを効率的・効果的に運営するため、頻度の高い相談・質問事項についての情報発信や相談センターの民間委託等について随時検討し、実施する。

(4) 感染拡大防止

区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

各施設については、都内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

① 区民等への対策

ア 区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。【対策保健所部】

イ 国内発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、区民に対し、不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。【対策指令部ほか関係各部】

ウ 国内発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、事業者に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。【対策保健所部ほか関係各部】

② 学校等施設対策

ア 区立学校・幼稚園【対策教育施設部】

区立学校、幼稚園に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について注意喚起を行う。区内での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、臨時休業の基準を検討する。

イ 私立学校【対策保健所部】

区内の私立学校に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について注意喚起を行う。区内での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、臨時休業の基準を検討するよう要請する。

ウ 保育施設【対策福祉保健部】

区内の保育施設に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について注意喚起を行う。区内での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、区立保育園の臨時休業の基準を検討する。また、私立保育施設についても臨時休業の基準を検討するよう要請する。

エ 高齢者・障害者施設等の社会福祉施設【対策福祉保健部】

区内の高齢者・障害者施設等の社会福祉施設に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について注意喚起を行う。区内での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、臨時休業の基準を検討する。

オ 区施設【対策総務部】

国内発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、区施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限等、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。

③ 緊急事態宣言に伴う対応【対策指令部】

政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえ、区民に外出自粛を要請し、また区施設の使用や催物の制限又は停止を実施すること、事業者には施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合があることを事前に周知し、理解を求める。

④ 水際対策【対策保健所部】

海外から新型インフルエンザ等の流入をできるだけ遅らせるため、検疫所等と連携し、水際対策を実施する。発生国からの帰国者や渡航者に対し、国の基本的対処方針の下、保健所は健康観察を行う。海外渡航者向けには、国や都からの発生国の感染に係る注意情報の掲出やホームページ等により注意喚起を行う。

(5) 予防接種

① 特定接種【対策総務部、対策保健所部】

区職員等の特定接種に向けた接種体制の構築を図るとともに、国による特定接種の実施方針に基づき、特定接種を実施する。

また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、接種体制の構築・実施に協力する。

② 住民接種【対策保健所部】

区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう医師会、事業者、学校関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。また、円滑な接種の実施のため、あらかじめ他自治体間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は本区以外の区市町村で接種を可能にするよう、国及び都との協力により努めていく。

なお、ワクチンの製造に係る状況や区の住民接種体制の構築状況により、接種開始時期の目途が立った段階で、区民に対する住民接種実施予定に係る周知を開始する。

(6) 医療提供体制

① 医療体制【対策福祉保健部、対策保健所部】

新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者の受入れについて、都及び区があらかじめ指定する感染症診療協力医療機関等が開設する新型インフルエンザ専門外来において行う。

新型インフルエンザ専門外来は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を保健所職員に速やかに提出する。保健所職員は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う都健康安全研究センターに検体を搬入する。新型インフルエンザ専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、区民には新型インフルエンザ専門外来の開設場所を非公開とする。

新型インフルエンザ専門外来では、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。

区は新型インフルエンザ専門外来やその他医療機関に対し、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所へ連絡するよう依頼する。また、国及び都から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

② 医療機関への要請【対策福祉保健部、対策保健所部】

都及び区は感染症診療協力医療機関等に対し、新型インフルエンザ専門外来の開設について準備するよう要請する。また、一般医療機関に対しては新型インフルエンザ専門外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備するよう依頼する。

③ 感染症法に基づく入院勧告及び移送【対策保健所部】

海外発生期においては東京感染症アラートに従い、症例定義をみたす患者について全数のウイルス検査を行い、新型インフルエンザ等患者と確定された場合、感染症法に基づき、保健所は入院勧告及び移送を行う。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

① 食料及び生活必需品の安定供給【対策区民部】

食料、生活必需品の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼び掛ける。

② 要援護者の生活支援等【対策福祉保健部】

高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともに、その具体的手続を決めておく。

③ 遺体に対する適切な対応【対策保健所部、対策環境土木部】

都や他自治体と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。マスク、防護服、遺体収納袋等、遺体の収容及び搬送作業で必要となる物品の準備方法を決める。

### 3 国内発生早期

〈国内発生早期〉

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

〈目的〉

- 都・区内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 発生状況に関する情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

〈対策の考え方〉

- 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

#### (1) サーベイランス・情報収集【対策保健所部】

区は、引き続き国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

- ① 海外発生期に引き続き、東京感染症アラートにより、新型インフルエンザ等患者の全数把握と全数ウイルス検査に努め、学校等集団発生の把握とウイルス検査（クラスターサーベイランス）の強化を図る。
- ② 医療機関等に対して新型インフルエンザ等患者の臨床情報、症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する。

#### (2) 情報提供・共有

- ① 区民等への情報提供【対策指令部、対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

新型インフルエンザ等の国内での発生状況について迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、引き続き感染経路（飛沫感染及び接触感染）や感染予防策、発生時の医療機関受診方法などについて、区のおしらせ、区ホームページ、メール、SNS等の広報手段を活用し周知をはかる。また、中央エフエム株式会社・東京ベイネットワーク株式会社と連携し、情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時においては特措法に基づく国の基本的対処方針に従い、区が区民等に対して感染拡大防止策の協力を求めること、国が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は必要に応じて都は不要不急の外出自粛や事業者に対して施設の使用制限の要請等を行うことを周知する。

高齢者や外国人などに対しては、関係機関等と連携のうえ、様々な方法により情報提供を行う。

なお、新型インフルエンザ等への対策や発生に関する情報については「中央区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理することとし、区全体の対応を分かり

やすくするため、本部報を区ホームページに掲載する。

② 関係機関への情報提供【対策指令部、対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

新型インフルエンザ等対策連絡会（都が開催）等を通じて、国・都との情報共有を行う。

区内医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする関係機関等と連携し、情報共有に努める。新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報をはじめとした迅速な提供が求められる情報についてはその都度提供方法を検討し、対応を行う。

教育委員会は保健所と連携し、国・都からの感染症や公衆衛生についての情報の共有を行うとともに、児童・生徒や保護者や学校医等をはじめとする関係者に対する情報提供を行う。

(3) 区民相談【対策保健所部ほか関係各部】

新型インフルエンザ相談センターにおいて、区民等からの健康相談及び生活上の相談に引き続き、対応するとともに、必要に応じて受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等について説明を行う。また、夜間・休日における相談については各保健所が共同で相談センターにおいて対応する。

なお、相談センターを効率的・効果的に運営するため、頻度の高い相談・質問事項についての情報発信や相談センターの民間委託等について随時検討し、実施する。

(4) 感染拡大防止

区民、事業者及び各施設に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

また、感染リスクが高い施設について、国や都の方針に基づき区の方針等を決定し、区内発生時の対応を準備する。

① 区民等への対策

ア マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。【対策保健所部】

イ 発生した道府県の感染者の重症度等を国や都から情報収集し、都内発生後の区の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。【対策指令部、対策保健所部】

ウ 区民や事業者に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。【対策保健所部】

② 学校等施設対策

ア 区立学校・幼稚園【対策教育施設部】

区立学校、幼稚園に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

イ 私立学校【対策保健所部】

区内の私立学校に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

ウ 保育施設【対策福祉保健部】

区内の保育施設に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹

底するよう呼び掛ける。

エ 高齢者・障害者施設等の社会福祉施設【対策福祉保健部】

区内の高齢者・障害者施設等の社会福祉施設に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

オ 区施設【対策総務部ほか関係各部】

区施設の利用者に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

③ 緊急事態宣言に伴う対応【対策指令部】

政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえ、区民に外出自粛を要請し、また区施設の使用や催物の制限又は停止を実施すること、事業者には施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合があることを事前に周知し、理解を求める。

④ 水際対策【対策保健所部】

発生地域への渡航自粛について、風評被害を惹起しないよう留意しながら、区民に呼び掛けるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。

(5) 予防接種

① 特定接種【対策総務部、対策保健所部】

区職員等の特定接種に向けた接種体制の構築を図るとともに、国による特定接種の実施方針に基づき、特定接種を実施する。

また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、接種体制の構築・実施に協力する。

② 住民接種【対策保健所部】

区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう医師会、事業者、学校関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。また、円滑な接種の実施のため、あらかじめ他自治体間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は本区以外の区市町村で接種を可能にするよう、国及び都との協力により努めていく。

なお、ワクチンの製造に係る状況や区の住民接種体制の構築状況により、接種開始時期の目途が立った段階で、区民に対する住民接種実施予定に係る周知を開始するとともに、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定による予防接種を行う。

また、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条3項の規定に基づく接種を行う。

(6) 医療提供体制

① 医療体制の整備【対策福祉保健部、対策保健所部】

感染症診療協力医療機関が開設する新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。区は新型インフルエンザ専門外来やその他医療機関に対し、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所へ連絡するよう依頼する。

また、国及び都から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

② 医療機関への要請【対策福祉保健部、対策保健所部】

都及び区は感染症診療協力医療機関等に対し、新型インフルエンザ専門外来において新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れを引き続き行うよう要請する。また、一般医療機関に対しては新型インフルエンザ専門外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じたうえで、診療体制を整備するよう引き続き要請する。

また、患者の増加に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする医療機関に依頼する。

③ 感染症法に基づく入院勧告及び移送【対策保健所部】

国内発生においては東京感染症アラートに従い、症例定義をみたす患者について全数のウイルス検査を行い、新型インフルエンザ等患者と確定された場合、感染症法に基づき、保健所は入院勧告及び移送を行う。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

① 食料及び生活必需品の安定供給【対策区民部】

食料、生活必需品の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼び掛ける。また、政府の緊急事態宣言が行われた場合には、必要に応じて適切な行動を要請等する。

② 要援護者の生活支援等【対策福祉保健部】

高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともに、その具体的手続を決めておく。

③ 遺体に対する適切な対応【対策総務部、対策保健所部、対策環境土木部】

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、都と連携して準備を行う。

マスク、防護服、遺体収納袋等、遺体の収容及び搬送作業で要となる物品を確保する。

## 4 都内発生早期

〈都内発生早期〉

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

〈目的〉

- 都・区内での感染拡大をできる限り抑える。
- 患者に適切に医療を提供する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

〈対策の考え方〉

- 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがかかるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染防止対策を実施する。
- 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活及び区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

### (1) サーベイランス・情報収集【対策保健所部】

区は、引き続き国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

- ① 国内発生期に引き続き、東京感染症アラートにより、新型インフルエンザ等患者の全数把握と全数ウイルス検査に努め、学校等集団発生の把握とウイルス検査（クラスターサーベイランス）の強化を図る。
- ② 医療機関等に対して新型インフルエンザ等患者の臨床情報、症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する。

### (2) 情報提供・共有

- ① 区民等への情報提供【対策指令部、対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

新型インフルエンザ等の国・都・区内での発生状況について迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、引き続き感染経路（飛沫感染及び接触感染）や感染予防策、医療機関受診方法などについて、区のおしらせ、区ホームページ、メール、SNS等の広報手段を活用しながら患者等の人権に十分配慮するとともに誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意し周知をはかる。また、中央エフエム株式会社・東京ペイネットワーク株式会

社と連携し、情報提供を行う。

また、国の基本的対処方針に従い、区が区民等に対して感染拡大防止策の協力を求めるとともに、国が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は必要に応じて都は不要不急の外出自粛や事業者に対して施設の使用制限の要請等について周知する。

高齢者や外国人などに対しては、関係機関等と連携のうえ、様々な方法により情報提供を行う。

なお、新型インフルエンザ等への対策や発生に関する情報については「中央区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理することとし、区全体の対応を分かりやすくするため、本部報を区ホームページに掲載する。

② 関係機関への情報提供【対策指令部、対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

新型インフルエンザ等対策連絡会（都が開催）等を通じて、国・都との情報共有を行う。

区内医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする関係機関等と連携し、情報共有に努める。新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報をはじめとした迅速な提供が求められる情報についてはその都度提供方法を検討し、対応を行う。

教育委員会は保健所と連携し、国・都からの感染症や公衆衛生についての情報の共有を行うとともに、児童・生徒や保護者や学校医等をはじめとする関係者に対する情報提供を行う。

(3) 区民相談【対策保健所部ほか関係各部】

新型インフルエンザ相談センターにおいて、区民等からの健康相談及び生活上の相談に引き続き、対応するとともに必要に応じて受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等について説明を行う。また、夜間・休日における相談については各保健所が共同で相談センターにおいて対応する。

なお、相談センターを効率的・効果的に運営するため、頻度の高い質問事項についての情報発信や相談センターの民間委託等について随時検討し、実施する。

(4) 感染拡大防止

区民、事業者及び社会福祉施設等の各施設に対し、正確な情報を提供し、感染予防策の励行や従業員の健康管理等を勧奨するとともに、区立施設において、率先して感染予防策を実施する。

また、国の基本的対処方針等や発生状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の登校・登園及び利用の禁止、施設の使用制限及び休業等）を講じる。

① 区民等への対策

ア 区内における新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。【対策保健所部ほか関係各部】

イ 区民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、不要不急の外

出の自粛、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を勧奨する。【対策保健所部ほか関係各部】

ウ 事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を勧奨する。さらに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。【対策保健所部】

## ② 学校等施設対策

### ア 区立学校・幼稚園【対策教育施設部】

区立学校、幼稚園において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された幼児・児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力する。また、マスクの着用など感染拡大防止策を講じる。

区立学校、幼稚園において集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、幼児・児童・生徒等の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。

患者との接触者が関係する地域の区立学校、幼稚園について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を講じる。

同じ地域や地域内の学校、幼稚園、保育施設、社会福祉施設等での流行が確認された場合は、学校、幼稚園内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

### イ 私立学校【対策保健所部】

区内の私立学校において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するよう要請する。また、マスクの着用など感染拡大防止策を講じるよう要請する。

区内の私立学校において集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒等の健康観察、臨時休業などの措置を講じるよう要請する。

患者との接触者が関係する地域の私立学校について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう要請する。

同じ地域や地域内の学校、幼稚園、保育施設、社会福祉施設等での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じるよう要請する。

### ウ 保育施設【対策福祉保健部】

区内の保育施設において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された乳児・幼児等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するよう要請する。また、マスクの着用など感染拡大防止策を講じるよう要請する。

区内の保育施設において集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、乳児・幼児等の健康観察や、必要に応じ臨時休業などの措置を講じるよう要請する。

患者との接触者が関係する地域の保育施設について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう要請する。

同じ地域や地域内の学校、幼稚園、保育施設、社会福祉施設等での流行が確認された場合は、保育施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨

時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じるよう要請する。

エ 高齢者・障害者施設等の社会福祉施設【対策福祉保健部】

区内の高齢者、障害者施設等の社会福祉施設において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された利用者等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するよう要請する。また、マスクの着用など感染拡大防止策を講じるよう要請する。

区内の高齢者、障害者施設等の社会福祉施設において、集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、利用者等の健康観察、臨時休業などの措置を講じるよう要請する。

患者との接触者が関係する地域の社会福祉施設について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう要請する。

同じ地域や地域内の学校、幼稚園、保育施設、社会福祉施設等での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じるよう要請する。

オ 区施設【対策総務部ほか関係各部】

区の施設及び区が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用、咳エチケット、手洗いの徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。

区の関連団体へ、集客施設や催物において、感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

区の施設内で業務を行う事業者に、各施設で行う感染拡大防止策の協力を依頼する。

③ 緊急事態宣言に伴う対応【対策指令部】

政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえ、区民に外出自粛を要請し、また区施設の使用や催物の制限又は停止を実施すること、事業者には施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合があることを事前に周知し、理解を求める。

④ 水際対策【対策保健所部】

発生地域への渡航自粛を区民に呼び掛けるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。

(5) 予防接種

① 特定接種【対策総務部、対策保健所部】

区職員等の特定接種に向けた接種体制の構築を図るとともに、国による特定接種の実施方針に基づき、特定接種を実施する。

また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、接種体制の構築・実施に協力する。

② 住民接種【対策保健所部】

ワクチンの製造に係る状況や区の住民接種体制の構築状況により、接種開始時期の目途が立った段階で、区民に対する住民接種実施予定に係る周知を開始するとともに、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定による予防接種を行う。

また、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条3項の規定に基づく接種を行う。

(6) 医療提供体制

① 医療体制【対策福祉保健部、対策保健所部】

感染症診療協力医療機関等が開設する新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

区は新型インフルエンザ専門外来やその他医療機関に対し、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所へ連絡するよう依頼する。

また、国及び都から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

② 医療機関への要請【対策福祉保健部、対策保健所部】

都及び区は感染症診療協力医療機関等に対し、新型インフルエンザ専門外来を開設するよう引き続き要請する。また、一般医療機関に対しては新型インフルエンザ専門外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じたうえで、診療体制を整備するよう引き続き要請する。

また、患者の増加に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする医療機関に依頼する。

③ 感染症法に基づく入院勧告及び移送【対策保健所部】

国内発生早期に引き続き、東京感染症アラートに従い、症例定義を満たす患者について全数のウイルス検査を行い、新型インフルエンザ等患者と確定された場合、感染症法に基づき、保健所は入院勧告及び移送を行う。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

① 食料及び生活必需品の安定供給【対策区民部】

食料、生活必需品の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼び掛ける。また、政府の緊急事態宣言が行われた場合には、必要に応じて適切な行動を要請等する。

② 要援護者の生活支援等【対策福祉保健部】

高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、引き続き要援護者の把握に努めるとともに、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び都と連携し、必要な支援を行う。

③ ごみ及び資源の処理【対策環境土木部】

ごみや資源について、平常時の収集、処理が困難な場合は、区民及び事業者に出出を抑制するよう協力を求める。

④ 行政手続の延期【関係各部】

行政上の手続に関して、対面での機会を減らすよう検討し、申請期限等の延長について、国及び都の検討状況等を踏まえ、準備を行う。

⑤ 遺体に対する適切な対応【対策総務部、対策保健所部、対策環境土木部】

〈都内発生早期〉

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保やドライアイスの安定供給ができるよう、都や関係団体と連携して準備を行うマスク、防護服、遺体収納袋等、遺体の収容及び搬送作業で必要となる物品を確保する。

⑥ 事業者への支援【対策区民部】

事業活動に支障が生じた中小企業に対する相談体制づくりを検討する。

## 5 都内感染期

### 〈都内感染期〉

- 都内のいずれかの区市町村で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

### 〈目的〉

- 医療提供体制を維持する。
- 健康被害を最小限に抑える。
- 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

### 〈対策の考え方〉

- 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため、必要な事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

#### (1) サーベイランス・情報収集【対策保健所部】

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

- ① 東京感染症アラートによる全数検査の中止  
地域での流行が拡大した時点で、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。
- ② クラスター（集団発生）サーベイランスの中止  
地域での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数 1.0 人（週）を超えた）時点で、クラスターサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。
- ③ 重症化リスクの把握  
入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握する。（都が実施）

#### (2) 情報提供・共有

- ① 区民等への情報提供【対策指令部、対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

新型インフルエンザ等の国・都・区内での発生状況について迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、引き続き感染経路（飛沫感染及び接触感染）や感染予防策、医療機関

受診方法などについて、区のおしらせ、区ホームページ、メール、SNS、防災行政無線等の広報手段を活用し患者等の人権に十分配慮するとともに誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意しながら周知をはかる。また、中央エフエム株式会社・東京ベイネットワーク株式会社と連携し、情報提供を行う。

また、国の基本的対処方針に従い、区は、区民等に対して感染拡大防止策の協力を求めるとともに、国が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は必要に応じて都は不要不急の外出自粛や事業者に対して施設の使用制限の要請等を行うことについて周知する。

高齢者や外国人などに対しては、関係機関等と連携のうえ、様々な方法により情報提供を行う。

なお、新型インフルエンザ等への対策や発生に関する情報については「中央区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理することとし、区全体の対応を分かりやすくするため、本部報を区ホームページに掲載する。

② 関係機関への情報提供【対策指令部、対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

新型インフルエンザ等対策連絡会（都が開催）等を通じて、国・都との情報共有を行う。

区内医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする関係機関等と連携し、情報共有に努める。新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報をはじめとした迅速な提供が求められる情報についてはその都度提供方法を検討し、対応を行う。

教育委員会は保健所と連携し、国・都からの感染症や公衆衛生についての情報の共有を行うとともに、児童・生徒や保護者や学校医等をはじめとする関係者に対する情報提供を行う。

(3) 区民相談【対策保健所部ほか関係各部】

新型インフルエンザ相談センターにおいて、区民等からの健康相談及び生活上の相談に引き続き、対応するとともに必要に応じて受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等について説明を行うが、感染拡大に伴う医療体制に変更があった場合については受診先医療機関の案内について変更を行う。

また、感染拡大の状況により感染拡大防止のため区民に対し不要不急の外出自粛、事業者においては施設の使用及び催物の開催制限等の協力を要請することが予定されており、区事業においても施設の利用制限やイベントの開催自粛等が行われる。（後述の「(4)感染拡大防止」や「(7)区民生活及び経済活動の安定の確保」において詳細を記述）このため、区民・事業者等においては生活上また事業運営上様々な支障が生じることが予想される。区民・事業者等からの生活上または事業運営上の相談について、相談件数増加・相談内容の多様化等の状況を踏まえ健康相談以外の生活上・事業運営上の相談専用の窓口を開設するなど相談体制の充実を図る。

(4) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く区民や事業者

に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、区民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等を行う。

① 区民等への対策

ア 区民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底や、不要不急の外出自粛を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。【対策保健所部ほか関係各部】

イ 事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等感染予防策を強く勧奨するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。【対策保健所部】

ウ 集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。これらの周知は、ホームページやSNS等を活用して行い、感染拡大防止策を実施するよう呼び掛ける。【対策保健所部、対策財政広報部】

② 学校等施設対策

ア 区立学校・幼稚園【対策教育施設部】

ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて行事の自粛及び臨時休業等を行うなど感染拡大防止策を講じる。

イ 私立学校【対策保健所部】

ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、設置者に対し必要に応じて行事の自粛及び臨時休業等を行うなど感染拡大防止策を講じるよう要請する。

ウ 保育施設【対策福祉保健部】

ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、設置者に対し必要に応じて行事の自粛及び臨時休業等を行うなど感染拡大防止策を要請する。

エ 高齢者・障害者施設等の社会福祉施設【対策福祉保健部】

ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、設置者に対し必要に応じて行事の自粛及び臨時休業等を行うなど感染拡大防止策を要請する。

オ 区施設【対策総務部ほか関係各部】

区施設利用者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。

区の施設及び区が主催する催物において、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。

③ 緊急事態宣言に伴う対応【対策指令部】

政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえ、区民に外出自粛を要請し、また区施設の使用や催物の制限又は停止を実施すること、事業者に対し施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合があることを事前に周知し、理解を求める。

(5) 予防接種

① 特定接種【対策総務部、対策保健所部】

区職員等の特定接種に向けた接種体制の構築を図るとともに、国による特定接種の実施方針に基づき、特定接種を実施する。

また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、接種体制の構築・実施に協力する。

② 住民接種【対策保健所部】

ワクチンの製造に係る状況や区の住民接種体制の構築状況により、接種開始時期の目途が立った段階で、区民に対する住民接種実施予定に係る周知を開始するとともに、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定による予防接種を行う。

また、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条3項の規定に基づく接種を行う。

(6) 医療提供体制【対策福祉保健部、対策保健所部】

(第1ステージ:通常の院内体制)

① 医療体制

都内感染期以降は、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行うすべての医療機関等で担うことになる。入院が必要と診断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる。新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応する。

② 医療機関への要請

都内感染期に入りこれまでの医療体制から変更となる旨をすべての医療機関に周知する。

また、地域医療確保計画に基づき、人工呼吸管理が必要な患者・小児の重症患者をはじめとする特定診療科医療が継続的に確保されるよう都と連携して医療機関に要請する。

(第2ステージ:院内体制の強化)

① 医療体制

第1ステージと変更なし。

② 医療機関への要請

都はインフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり1.0人を超え、また、入院患者が急激に増加している状況等が確認された段階を目安として、医療機関へ入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう特段の措置の準備を要請する。

医師会や薬剤師会に対し、地域医療確保計画等に基づき、地区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう要請する。

都は入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期な

どの特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図る。区は都と連携し、区内の入院受入体制の強化を図る。

(第3ステージ：緊急体制)

① 医療体制

インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり30人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、都が第3ステージへの移行を判断する。

入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、都と連携して医療機関へ要請する。

② 医療機関への要請

引き続き、医師会、薬剤師会に対し、地区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう要請する。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

① 食料及び生活必需品の安定供給【対策区民部】

食料、生活必需品の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼び掛ける。また、政府の緊急事態宣言が行われた場合には、必要に応じて適切な行動を要請等する。

② 要援護者の生活支援等【対策福祉保健部】

高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、引き続き要援護者の把握に努めるとともに、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び都と連携し、必要な支援を行う。

③ ごみ及び資源の処理【対策環境土木部】

ごみや資源について、平常時の収集、処理が困難な場合は、区民及び事業者に出出を抑制するよう協力を求める。

④ 行政手続の延期【関係各部】

申請期限等の延長について、国、都の検討状況等を踏まえ、実施する場合は、区民等に速やかに周知する。

⑤ 遺体に対する適切な対応【対策区民部、対策環境土木部、対策保健所部】

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関する情報を収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

都と連携し、急増する新型インフルエンザ等による死者数に対応するため、可能な限り火葬炉を稼動し火葬する。あわせて、事業者に対しても火葬炉の稼動を要請する。

死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超える場合には、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を都と連携して設置し、運用する。

親族等による埋火葬許可証の申請が困難で、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法に基づき、死亡診断書により迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

⑥ 事業者への支援【対策区民部】

事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を実施する。

## 6 小康期

〈小康期〉

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

〈目的〉

- 区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

〈対策の考え方〉

- 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) サーベイランス・情報収集【対策保健所部】

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行（定点医療機関当たり患者報告数 1.0 人(週)を超える。）するまでの間、都と連携し、クラスターサーベイランスを実施する。

### (2) 情報提供・共有

#### ① 区民等への情報提供【対策指令部、対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

都内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を区のおしらせ、区ホームページ、メール、SNS等の広報手段を活用し周知をはかる。また、第二波に備えて発生状況、感染様式（飛沫感染及び接触感染）、感染予防策、医療機関受診方法などについて、引き続き情報提供を行う。

高齢者や外国人などに対しては、関係機関等と連携のうえ、様々な方法により情報提供を行う。

なお、新型インフルエンザ等への対策や発生に関する情報についての「中央区新型インフルエンザ等対策本部報」は、区対策本部廃止とともに終了する。

#### ② 関係機関への情報提供【対策財政広報部、対策福祉保健部、対策保健所部、対策教育施設部】

関係機関に対し、都内の発生状況や国の基本的対処方針など第一波終息の最新情報を提供する。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持する。

### (3) 区民相談【対策保健所部ほか関係各部】

相談件数の減少に伴い相談体制を縮小する。また、相談センターについて状況に応じて

終了する。

(4) 感染拡大防止【対策保健所部ほか関係各部】

流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除する。また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。

(5) 予防接種【対策保健所部】

第二波に備え、住民接種の未接種者に対する接種を勧奨する。

(6) 医療提供体制【対策福祉保健部、対策保健所部】

医療機関等に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。第二波に備えた医薬品・医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

① 食料及び生活必需品の安定供給【対策区民部】

食料及び生活必需品の安定供給に関して、消費者や事業者に対して実施した要請は、状況に応じて取り消す。

② 要援護者の生活支援等【対策福祉保健部】

高齢者、障害者等の要支援要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、感染状況を見ながら順次縮小する。

新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。

③ 遺体に関する適切な対応【対策保健所部】

臨時遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。

# 中央区新型インフルエンザ等対策行動計画

刊行物登録番号  
26-086

平成27年(2015年)2月発行

編集・発行 中央区保健所健康推進課  
中央区明石町12-1  
電話 3541-5930

総務部危機管理課  
中央区築地1-1-1  
電話 3546-5087